

## 東京大学大学院理学系研究科・理学部共通講義室における使用規則

平成30年2月14日制定

平成30年9月19日改正

令和元年6月19日改正

(趣旨)

第1条 この規則は東京大学大学院理学系研究科・理学部（以下「本研究科等」という。）の共通講義室の管理運営に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共通講義室は、教育活動の振興に資し、学術研究の促進を図ることを目的とする。

2 本規則における共通講義室とは、理学部1号館279講義室、285講義室、287講義室、337A講義室、340講義室、341講義室、380講義室、381講義室及び理学部4号館1723小講義室とする。

(管理運営)

第3条 共通講義室の管理運営者は研究科長とする。

(使用日・時間)

第4条 共通講義室の使用日は通年とする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの期間を除く。

2 教室の使用時間は、原則として午前8時30分から午後8時30分までとする。

(使用の範囲)

第5条 共通講義室は、次の用途に使用することができる。

- (1) 本研究科等にて開講する講義等
- (2) 本研究科等が主催する会議等の会合
- (3) 本研究科等の専攻、施設及びセンターが主催する会議等の会合
- (4) 本研究科等の教授若しくは准教授が出席する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合若しくはそれに準ずる会合等
- (5) 前各号に定めるもののほか、研究科長が適当と認めた会合等

(使用者の範囲)

第6条 共通講義室を使用することができる者は、原則として本研究科等の教職員及びその紹介を受けた者とする。

(使用申込み)

第7条 第5条で定める会合等の用途に使用することに対し責任を負う者（以下「使用責任者」という。）は、必要事項を明示のうえ、使用希望日の1年前から申請が可能となる。ただし、本研究科等が定める授業期間における平日（祝日を除く月曜日から金曜日まで）の使用の申込みについては、当該年度における授業による使用状況が決定され次第、申請が可能となる。

(使用許可)

第8条 適切な手続きがなされ、同一日時での使用時間の重複がない場合は、可能な限り速やかに使用の許可を与えるものとする。

(使用許可の取消)

第9条 研究科長は、使用申込みの申請事項に虚偽があった場合又は他に優先すべき業務が生じた場合には、すでに許可された使用を取消することができる。

(使用料等)

第10条 使用責任者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用時間を超過した場合は、超過時間分の使用料を徴収する。

3 使用責任者がその使用を取消す場合には、別表に定める取消料を納付しなければならない。ただし、天災、事変その他不可抗力により使用不可能になったときはこの限りではない。

(原状回復)

第11条 使用責任者は、使用后直ちにゴミ等の整理をし、使用前の状態に復さなければならない。なお、設備及び備品等を毀損又は滅失したときは、使用責任者がこれを弁償しなければならない。

2 原則として、共通講義室内の机、椅子等の備品を室外に移動してはならない。

(管理のための出入り)

第12条 次の各号に定める場合には、使用中であっても随時立入ることができる。

- (1) 停電等を含む共通講義室の設備に故障や異常が発生したとき
- (2) 火災、地震等非常災害の発生したとき
- (3) ガラスの破損等建物が毀損したとき
- (4) 急病人等の措置のとき
- (5) 利用者から立入り要請があったとき
- (6) その他、管理上特に必要と認めたとき

附 則

この規則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月19日から施行する。

## 別表（第10条関係）

### 東京大学理学系研究科・理学部共通講義室使用料等

#### 1. 使用料

区分	1時間
本研究科等内	1平米あたり12円
学内	1平米あたり36円
学外	1平米あたり60円

- (1) 使用時間は、使用目的が第5条(1)に該当する場合は本研究科等にて認められた授業時間、第5条(2)から(5)に該当する場合は会合等の時間とする。
- (2) 本研究科等内・学内・学外の使用料金適用は、使用予定人数の構成比による。  
(構成比：過半数)

#### 2. 取消料

区分	金額
使用日前1月以内	使用料の30%
使用日前14日以内	使用料の50%
使用日当日	全額

#### 3. 使用料等の適用

上記の使用料及び取消料は、平成30年2月14日の使用申込受付分から適用する。